

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(令和7年3月31日現在)

(単位:件)(※4)

年度		平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	合計	年度	
国	措置命令	45	30	13	27	50	46	40	33	41	41	44	26	436	措置命令 確約計画 の認定 (※1) 課徴金 納付命令 (※2)	国
	確約計画 の認定 (※1)												1	1		
	課徴金 納付命令 (※2)				1	19	20	17	15	15	17	12	7	123		
都道府県等(※3)	64	3	3	1	8	9	15	8	4	6	3	4	指示 67	措置命令 61	都道府県等(※3)	
北海道	36				1								36	1	北海道	
青森													0	0	青森	
岩手													0	0	岩手	
宮城													0	0	宮城	
秋田													0	0	秋田	
山形													0	0	山形	
福島													0	0	福島	
茨城							1						0	1	茨城	
栃木						1							0	1	栃木	
群馬	1												1	0	群馬	
埼玉	11	1	1				4	4	1	1	1	1	12	13	埼玉	
千葉													0	0	千葉	
東京	3	2			1	2	2	2	2	2	2	2	5	15	東京	
神奈川													0	0	神奈川	
新潟	1												1	0	新潟	
富山													0	0	富山	
石川													0	0	石川	
福井													0	0	福井	
山梨													0	0	山梨	
長野					1								0	1	長野	
岐阜	1		1					1					1	2	岐阜	
静岡	2			1	2	1		1	1	1			2	6	静岡	
愛知	2												2	0	愛知	
三重													0	0	三重	
滋賀													0	0	滋賀	
京都													1	0	京都	
大阪						6	6	1		1			0	14	大阪	
兵庫					1					1			0	2	兵庫	
奈良	2												2	0	奈良	
和歌山	1												1	0	和歌山	
鳥取													0	0	鳥取	
島根													0	0	島根	
岡山							1						0	1	岡山	
広島			1										0	1	広島	
山口	3												3	0	山口	
徳島	1												1	0	徳島	
香川													0	0	香川	
愛媛													0	0	愛媛	
高知													0	0	高知	
福岡					1								0	1	福岡	
佐賀													0	0	佐賀	
長崎													0	0	長崎	
熊本													0	0	熊本	
大分													0	0	大分	
宮崎													0	0	宮崎	
鹿児島							1						0	1	鹿児島	
沖縄													0	0	沖縄	

※1 確約計画の認定は、令和6年10月1日施行の改正景品表示法により導入。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)(市町村の措置件数も含む。)。

※4 法的措置件数は措置時点の件数(平成29年度の課徴金納付命令1件は平成30年12月21日に、平成30年度の国の措置命令1件は令和2年5月15日に取り消されている。)。

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

※ 国又は都道府県等において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県等のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
R7.3.28 【措置命令】	東京都	株式会社 ダイエット プレミアム	<p>株式会社ダイエットプレミアムは、「酵素づくりのべっぴん炭クレンズ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>(1) 複数のアフィリエイトサイトにおいて、「テレビでの放送を禁止されてた『強力脂肪溶解術』を使ってみたら… — 12kg達成する人続出で大炎上」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することで、本件商品に含まれる成分の作用により、誰でも食事制限や運動をすることなく、短期間で容易に顕著な腹部の痩身効果を得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>東京都知事が、景品表示法の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に資料を提出しなかった。</p> <p>(2) アフィリエイトサイトにおいて、「炭クレンズはアメリカのダイエット部門で第1位にも選ばれています。」等と表示することにより、あたかも、本件商品について、短期間で痩せる必要のあるセレブから支持され、米国のダイエット部門で人気第1位に選ばれたかのように示す表示をしていた。実際には、本件商品が短期間で痩せる必要のあるセレブから支持され、米国のダイエット部門で人気第1位に選ばれたという事実はなかった。</p> <p>(3) 仲介事業者を経由し、複数のインフルエンサー（以下「第三者」という。）に対し、対価を提供することを条件に、本件商品についてInstagramに投稿を依頼したことによって当該第三者が投稿した表示に関し、同社が依頼した投稿であることを明らかにせずに抜粋することにより、自社販売ウェブサイトにおいて、「Instagramでも大人</p>

			<p>気！」と記載して、本件商品のパッケージを手に持つ等した人物6名の画像等を表示していた。</p> <p>当該表示は、①事業者が自己の供給する本件商品の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）と認められるものであり、②表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められず、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。</p> <p>https://www.shouhiseikatu.metro.lg.jp/torihiki/hyoji/keihyo/20250328.html</p>
R7.3.27 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ユニットコム	<p>株式会社ユニットコムは、「i i y a m a P C」と称するパソコン（「キャンパスP C」と称するパソコン及び「コラボゲーミングP C」と称するパソコン並びに中古品及びアウトレット品を除く。）を一般消費者に販売するに当たり、「パソコン工房」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和4年9月5日から同年10月3日までの間、「決算特別感謝祭 期間限定 10／3（月）10：59迄 今なら対象機種をご購入で 最大10,000円分相当 還元！」等と表示するなど、あたかも、表示された期限内に本件商品を購入した場合に限り、本件商品の購入金額等の条件に応じて、表示された期限後よりも有利である金額相当のポイント、商品券又はポイント及び商品券が提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示された期限後に本件商品を購入した場合においても、同一の条件を満たすことにより、表示された期限内と同額又はそれ以上の金額相当のポイント、商品券又はポイント及び商品券が提供されるものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_250327_01.pdf</p>
R7.3.25 【措置命令】	消費者庁	ロート製薬 株式会社	<p>ロート製薬株式会社は、「ロートV5アクトビジョンa」と称するサプリメント（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和6年6月4日から同年7月29日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「“わたしも” 使っています from Instagram」、本件商品一粒を載せた指先、本件商品のリニューアル前の商品及び本件商品を載せた小皿の画像と共に、「1日1粒だから続けやすい」及び「つるんと飲めるソフトカプセル」等と表示していた。</p>

			<p>当該表示は、①同社が表示内容の決定に関与していることから、事業者が自己の供給する本件商品の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）と認められるものであり、②表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められず、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_250325_01.pdf</p>
R7.3.21 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 夢グループ	<p>株式会社夢グループは、「立体マスク 30枚セット」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和2年3月13日から同年4月26日までの間、全国の各地域の新聞紙面広告において、「立体マスク 30枚セット 3,600円（税抜）」及び「本日の広告の有効期限5日間」と表示することにより、あたかも、当該広告掲載日から5日間に限り、3,600円（税別）で、他に負担すべき費用はなく、本件商品を購入できるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品を1セット購入する場合には、3,600円（税別）の他に送料や手数料を負担する必要があるものであり、当該広告掲載日から5日間を経過した後も当該条件で本件商品を購入することができるものであった。</p> <p>課徴金額：6589万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_250321_01.pdf</p>
R7.3.19 【課徴金納付命令】	消費者庁	さくらフォレスト 株式会社	<p>さくらフォレスト株式会社は、「きなり匠」と称する商品及び「きなり極」と称する商品の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「きなり匠」と称する商品について、令和4年1月6日から令和5年6月30日までの間、容器包装において、「中性脂肪 LDLコレステロール 血圧が気になる方へ」、「【届出番号】G617」、「【届出表示】本品にはDHA・EPA、モノグルコシルヘスペリジン、オリーブ由来ヒドロキシチロソールが含まれます。DHA・EPAには中性脂肪を低下させる機能があることが、モノグルコシルヘスペリジンは血圧が高めの方の血圧を下げる機能があることが、オリーブ由来ヒドロキシチロソールは抗酸化作用を持ち、血中のLDLコレステロール（悪玉コレス</p>

			<p>テロール) の酸化を抑制させることが報告されています。」等と表示するなど、あたかも、本件 2商品をそれぞれ摂取すれば、本件 2商品に含まれている各成分の作用により、中性脂肪を低下させる効果、高めの血圧を下げる効果及び血中の L D Lコレステロールの酸化を抑制させる等の効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：合計 1億 9 0 3 万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_250319_01.pdf</p>
R7.3.17 【措置命令】	消費者庁	医療法人社団 スマイルスクエア	<p>医療法人社団スマイルスクエアは、同社が経営する「スマイル+さくらい歯列矯正歯科二子玉川」と称する診療所（以下「スマイル+さくらい歯列矯正歯科」という。）において提供する歯列矯正（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、本件役務の提供を受けるためにスマイル+さくらい歯列矯正歯科に来院した者（以下「第三者」という。）に対し、「G o o g l e マップ」と称するウェブサイト内の同法人が開設し経営するスマイル+さくらい歯列矯正歯科の「プロフィール」と称する施設情報における「クチコミ」と称する当該施設の口コミ及び評価を示す箇所のスマイル+さくらい歯列矯正歯科の評価として「★★★★★」（以下「星5」という。）と併せて感想を投稿すること又は星5を投稿することを条件に、5, 0 0 0 円分の「Q U O カード」と称するギフトカードを提供すること又は当該第三者がスマイル+さくらい歯列矯正歯科に対して支払う本件役務に係る治療費の総額から 5, 0 0 0 円を割り引くことを伝えたことによって、当該第三者がこれに応じて投稿していた。</p> <p>当該投稿による表示は、①同社が表示内容の決定に関与していることから、事業者が自己の供給する本件役務の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）と認められるものであり、②表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められず、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。</p>

			https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_250318.pdf
R7.3.14 【措置命令】	消費者庁	株式会社 イースマイル	<p>株式会社イースマイルは、「さよならダニー」と称する商品（以下「本件商品」という。）、「さよならダニーデラックス」と称する商品、「さよならダニーアレル物質分解ミスト」と称する商品、「さよならダニースプレーワンプッシュ式」と称する商品及び「さよならハクション」と称する商品の各商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品について、令和4年1月2日に、商品パッケージにおいて、本件商品の画像と共に、「3次元ダニ捕りシートだから1枚でなんと25万匹*捕獲！」等と表示するなど、あたかも、本件商品を寝具等に設置するだけで、本件商品に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品のシート1枚当たり25万匹捕獲される効果等が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms207_250314_001.pdf</p>
R7.3.14 【措置命令】	消費者庁	株式会社 スマイルコミュニケーションズ	<p>株式会社スマイルコミュニケーションズは、「さよならダニー」と称する商品（以下「本件商品」という。）、「さよならダニーデラックス」と称する商品、「さよならダニーアレル物質分解ミスト」と称する商品、「さよならダニースプレーワンプッシュ式」と称する商品及び「さよならハクション」と称する各商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品について、令和6年6月25日から同年7月3日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「FUNS MARKET」と称する自社ウェブサイトにおいて、「1シートあたりのダニの捕獲力 26万匹」、「誘引剤 ダニが好むフェロモンの香り」等と表示するなど、あたかも、本件商品を寝具等に設置するだけで、本件商品に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品のシート1枚当たり26万匹捕獲される効果等が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料</p>

			<p>の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation cms207_250314_001.pdf</p>
R7.3.5 【措置命令】	埼玉県	株式会社 大和 コーポレーション	<p>株式会社大和コーポレーションは、同社が供給する水回りの修繕に関する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、少なくとも令和6年4月10日から同年9月30日までの間、同社が運営する「水道修繕受付センター」と称するウェブサイトにおいて、</p> <p>(1) 「水回りの対応件数 約10万件」、「実績 当社 月間2000件 他社 月間100件前後」と表示することにより、</p> <p>① あたかも、多数の修理実績を有しているように示す表示をしていたが、実際には、当該事業者が、過去提供した本件役務に係る契約件数は10万件を大きく下回るものであり、過去提供した本件役務に係る月間平均契約件数は2,000件を大きく下回るものであった。</p> <p>② あたかも、本件役務に係る修理実績について、他の事業者の実績を大幅に上回るかのように示す表示をしていたが、実際には、他の事業者の修理実績は、統計的に客観性が確保された調査によるものではなかった。</p> <p>(2) 「今月だけのWEB限定割引 3,000円OFF 基本料金3,000円 >> \ 地域最安値に挑戦！／ 0円 完全無料 現地見積り 深夜・早朝料金 現地キャンセル出張費」、「他社との料金比較 料金 当社 基本料0円※別途、作業料金が掛かります。他社 基本料6,000円+作業費 別途：調査費・出張費」と表示することにより、</p> <p>① あたかも、本件役務に係る修理代金について、他の事業者が提供する修理代金と比較して安いかのように表示していたが、実際には、当該他の事業者の修理代金は、統計的に客観性が確保されたものではなかった。</p> <p>② あたかも、本件役務は表示にある安価な価格で提供可能であるかのように表示していたが、実際には、本件役務の作業の過程で追加料金が発生することにより、約数万円から数十万円の作業代金を追加請求されるなど、表示されているような価格で本件役務の</p>

			<p>提供を受けることができないものであった。</p> <p>③ あたかも、限定された期間中に依頼した場合にのみ、割引が適用された価格で本件役務の提供を受けられるかのように表示していたが、実際には、期間を限定することなく継続的に基本料金を無料とする割引を適用させた価格で本件役務の提供を受けられるものであった。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/news/page/news2025030601.html</p>
R7.2.28 【措置命令】	消費者庁	長谷川産業 株式会社	<p>長谷川産業株式会社は、家具等の53商品（以下「本件53商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「回転オフィスチェア ミッテ2」と称する商品について、遅くとも令和6年5月18日から同年8月1日までの間、「通常価格：¥25,190 10%税込（+送料 ¥2,310～） ¥18,590 10%税込（+送料 ¥2,310～）」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件53商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、本件53商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_250228_01.pdf</p>
R7.2.26 【確約計画の認定】	消費者庁	c a n a m e 株式会社	<p>1 c a n a m e 株式会社は、令和2年9月1日から令和6年7月31日までの間、「かたぎり塾」と称するパーソナルジム（以下「かたぎり塾」という。）において提供する運動指導（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、あたかも、表示されている期限までに本件役務の無料体験を行い、無料体験当日に入会した場合に限り、通常50,000円の入会金が値引きされるかのように表示していたが、実際には、表示していた期限後であっても、無料体験当日に入会した場合は、入会金が値引きされるものである疑いがあった。</p> <p>2 消費者庁は、同社に対し、確約手続に係る通知を行ったところ、同社から以下の(1)から(5)</p>

			<p>までの確約計画の認定の申請があった。</p> <p>(1) 前記1の行為と同様の行為を行わない旨を取締役会で決議すること。</p> <p>(2) 前記1の行為の内容について一般消費者に周知徹底すること。</p> <p>(3) 前記1の行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための各種措置を講じること。</p> <p>(4) 前記1の行為を行っていた期間に「かたぎり塾」に入会した一般消費者に対し、支払われた入会金の一部を返金すること。</p> <p>(5) 前記(1)から(4)までの措置の履行状況を消費者庁に報告すること。</p> <p>3 消費者庁は、前記2の確約計画は景品表示法が規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定した。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_250226_01.pdf</p>
R7.1.30 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 東亜産業	<p>株式会社東亜産業は、「ウイルスシャットアウト」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージの画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策！！」、「流行性ウイルスからあなたを守ります！」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携！ウイルスの気になる場所でご使用ください。」及び「首にかけるだけで空間のウイルスを除去！」等と表示することにより</p> <p>② 令和2年2月27日に、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した自社ウェブサイトにおいて、本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適！ 学校 オフィス 病院 電車」等と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌す</p>

			<p>る効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：1651万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_250130_01.pdf</p>
R7.1.28 【課徴金納付命令】	消費者庁	アドパワー・ソリューションズ株式会社	<p>アドパワー・ソリューションズ株式会社は、「AdPower」、「AdPower Diesel」及び「AdPower Diesel Plus」と称する商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、本件商品について、令和3年11月15日、同年12月10日、同月21日、同月28日及び令和4年3月4日から同月25日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「EFFECTS 貼るだけで得られる効果」、「パワーレスポンスUP エンジン内の空気の流れがスムーズになり、馬力・トルク共に向します。貼った瞬間効果を感じたという声が多く寄せられています。」及び「燃費に好影響 エンジンの燃焼効率が改善されることで、燃費の改善が期待できます。運送会社における燃費測定データ」等と表示するなど、あたかも、本件商品を四輪車のエアクリーナーに貼付するだけで、燃費、馬力及びトルクが向上し、また、排ガスを削減する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：338万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_1.pdf</p>
R6.12.17 【措置命令】	消費者庁	株式会社デザインワード	株式会社デザインワードは、「アフロートネイルスクール」と称するネイルスクールにおいて9種類のネイル講座（以下「本件9役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、自社ウェブサイトの札幌校の「ネイリスト養成コース 講座・費用一覧」と称するページにお

			<p>いて、「プロフェッショナルネイルコース」と称する講座について、令和5年10月6日から令和6年3月24日までの間、「今だけ授業料50%割引！！」、「通常授業料701,800円(税込)」、「割引額350,900円(税込)」及び「授業料350,900円(税込)」と表示するなど、あたかも、「通常授業料」と称する価額は、本件9役務について通常提供している価格であり、「授業料」と称する実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常授業料」と称する価額は、本件9役務について最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms205_241217_01.pdf</p>
R6.12.11 【措置命令】	消費者庁	インフィニティ 株式会社	<p>インフィニティ株式会社は、同社が蔵前製薬株式会社と共同して、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「arianna」と称するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の「商品名」欄において「キャップヘルメット」と称するヘルメット（以下「本件商品」という。）を一般消費者に提供するに当たり、少なくとも令和6年1月13日に、本件ウェブサイトにおいて、例えば、本件商品を被った人物及び本件商品の画像と共に、「CE安全基準認証済み」、「自転車・超軽量」、「ハット型ヘルメット」、「改正道路交通法の施行により 令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に対して 乗車用ヘルメットの着用が 努力義務化されます。」等と表示することにより、あたかも、本件商品が、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合するものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品は、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合するものではなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_241212_02.pdf</p>
R6.12.11 【措置命令】	消費者庁	蔵前製薬 株式会社	<p>蔵前製薬株式会社は、同社がインフィニティ株式会社と共同して、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「arianna」と称するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の「商品名」欄において「キャップヘルメット」と称するヘルメット（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも令和6年1月13日に、本件ウェブサ</p>

			<p>イトにおいて、例えば、本件商品を被った人物及び本件商品の画像と共に、「C E 安全基準認証済み」、「自転車・超軽量」、「ハット型ヘルメット」、「改正道路交通法の施行により 令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に対して 乗車用ヘルメットの着用が 努力義務化されます。」等と表示することにより、あたかも、本件商品が、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合するものであるかのように示す表示をしていました。</p> <p>実際には、本件商品は、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合するものではなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_241212_02.pdf</p>
R6.12.10 【措置命令】	消費者庁	株式会社 クロマチック・ フーガ	<p>株式会社クロマチック・フーガは、「ハット型ヘルメット」と称するヘルメット（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも令和6年1月19日に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、本件商品を被った人物の画像と共に、「ハット型ヘルメット」、「C E認証済」、「令和5年4月1日から道路交通法の改正により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。」等と表示することにより、あたかも、本件商品が、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合するものであるかのように示す表示をしていました。</p> <p>実際には、本件商品は、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合するものではなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_241212_02.pdf</p>
R6.12.3 【課徴金納付命令】	消費者庁	北海道電力 株式会社	<p>北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）は、北海道電力が供給する家庭用の電気及び都市ガスの小売供給（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年12月3日から同月5日までの間、同月7日から同月12日までの間、同月14日から同月19日までの間及び同月21日から同月23日までの間、電気の検針票に併せて配布した「あなたのでんき 2020年 冬号 V o l . 4 0 6」と称するリーフレットにおいて、「電気もガスもまとめてほくでんがおトク！」、「ガスのご契約が北海道ガスの『一般料金』のお客さまがおトクになる ガスとくパック」、「●ほくでんガス+ほくでんの電気料金</p>

R6. 10. 10 【措置命令】	東京都	株式会社 ヴィワン アークス	<p>株式会社ヴィワンアークスは、「M I H O R E（ミホレ）」と証する医薬部外品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、アフィリエイトサイトにおいて、</p> <p>(1) 例えば、「医学的に効果立証済みなので、効果が出るのは当たり前」との記載と共に、「初日」、「3日後」、「10日後」と徐々に毛髪が濃くなっていく頭頂部の画像、「“根本ケアができる”からこそ、ミホレに乗り換える人が続出しているんですね」、「\白髪ケアもばっちり！」等と表示するなど、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品に含まれる成分の作用により、短期間で、外見上視認できるまでに、薄毛の状態が改善されるほどの発毛効果又は白髪の状態が改善し、黒髪が生える効果を得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 例えば、「今話題の塗る女性ホルモン」、「国が認めるその実力はいかに！？」と題して、「使用前」と付して毛髪が薄い頭頂部の画像、「使用後」と付して毛髪が濃い頭頂部の画像を並べて掲載すると共に「1ヶ月でこの変化！！」等と表示するなど、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品に含まれる成分の作用により、短期間で、外見上視認できるまでに、薄毛の状態が改善されるほどの発毛効果を得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>東京都知事が、景品表示法の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は資料を提出したが、表示の裏付けとなる合理的な根拠とは認められないものであった。</p> <p>https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/torihiki/hyoji/keihyo/documents/20241010sochimeirei.pdf</p>
R6. 8. 8 【措置命令】	消費者庁	RIZAP 株式会社	<p>(1) RIZAP株式会社は、同社が運営する「chocoZAP」と称する店舗において供給する8つの各サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和6年3月28日及び同月29日に、「\1回たった10分で//理想の白い歯へ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「追加料金なしで 全サービスも24時間使い放題！」、「ボディメイクや美容ケアはもちろん、リラクゼーションやワーキングスペースも好きな時にご利用可能です！」等と表示するなど、あたかも、本件役務について、1日24時間のうち、いつでも又は好きな時に利用できるかのように示す表示をしていたが、実際には、本件</p>

			<p>役務を利用できる最大の合計時間数は5時間ないし16時間であって、1日24時間のうち、いつでも又は好きな時に利用できるものではなかった。</p> <p>(2) 同社は、同社が運営する「chocoZAP」と称する店舗において供給する役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和6年3月28日に、「セルフでも簡単！毎日をもっとキレイに！ 完璧つるすべ肌へ 業務用脱毛マシン採用」と称する自社ウェブサイトの「SNでも話題！絶賛の口コミ続々」との表示箇所において、サングラスをかけた女性がセルフ脱毛の機器を使用する画像と共に、「気になっていた『chocoZAP』ついに入会しちゃった」、「なんと完全個室のセルフ脱毛が使い放題！！←これにかなり惹かれた感ある」、「しかも服装自由・シューズの履き替え不要で来たままの服装でメチャクチャ気軽に通える！」、「@●●●●●●●●●」、「※個人の感想です。」等と表示していた。</p> <p>当該表示は、①同社が表示内容の決定に関与していることから、事業者が自己の供給する本件役務の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）と認められるものであり、②表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められず、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_240809_01.pdf</p>
R6.8.7 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ジェイコム ウエスト	株式会社ジェイコムウエストは、家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「J:COMガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間、JCOM株式会社のウェブサイトにおいて、「POINT1 J:COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）おトクに！」、「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m ³ を超える場合は、J:COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」等と表示することにより、あたかも、毎月のガス使用量が16m ³ を超える場合の本件役務のガス料金は、大阪瓦斯株式会社が提供する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「一般料金」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給のガス

			<p>料金（以下「大阪ガス一般料金」という。）より低額であるかのように表示していた。</p> <p>実際には、上記期間において、月のガス使用量の多寡にかかわらず、本件役務のガス料金は大阪ガス一般料金より高額であった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_240807_01.pdf</p>
R6.8.2 【課徴金納付 命令】	消費者庁	富士通 クライアント コンピュー ティング 株式会社	<p>富士通クライアントコンピューティング株式会社は、「LIFEBOOK WU2/G」等と称するノートパソコン7商品（以下「特定本件7商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて</p> <p>(1) 例えば、令和4年10月4日及び同月5日に、「WEB価格(税込) 187,880円 キャンペーン価格(税込) 148,425円 21%OFF (10/5 14時まで)」と表示するなど、あたかも、「WEB価格」と称する価額（以下「WEB価格」という。）は、自社ウェブサイトにおいて特定本件7商品について通常販売している価格であり、キャンペーン価格と称する価額（以下「キャンペーン価格」という。）が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、WEB価格は、自社ウェブサイトにおいて、特定本件7商品について販売された実績のないものであった。</p> <p>(2) 例えば、令和4年10月4日及び同月5日に、「WEB価格(税込) 187,880円 キャンペーン価格(税込) 148,425円 21%OFF (10/5 14時まで)」と表示するなど、あたかも、表示された期限内に購入した場合に限り、キャンペーン価格で特定本件7商品を購入することができるかのように表示していたが、実際には、表示された期限後に購入した場合であっても、当該キャンペーン価格で特定本件7商品を購入することができるものであった。</p> <p>(3) 例えば、令和4年10月4日から同月26日までの間、「<u>“まとめ買いキャンペーン実施中”</u> <u>買えば買うほどお得！</u> 対象商品のお買い上げ数量に応じて割引額がアップするお得なキャンペーです。3台以上のお買い上げ→1台につき3,000円OFF！5台以上のお買い上げ→1台につき5,000円OFF！」及び「[期間：2022年10月26日（水）14時まで]」と表示するなど、あたかも、表示された期限内に特定本件7商品を含む「まとめ買</p>

			<p>いキャンペーン」と称する企画の対象商品を複数購入した場合に限り、キャンペーン価格から更に値引きした価格で特定本件 7 商品を購入することができるかのように表示していたが、実際には、表示された期限後に購入した場合であっても、当該キャンペーン価格から更に値引きした価格で特定本件 7 商品を購入することができるものであった。</p> <p>課徴金額：4223万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_240802_01.pdf</p>
R6.7.29 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ファッズ	<p>株式会社ファッズは、同社が運営する飲食店「新時代」又は「新時代44」において、料理及び飲料を供給する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、「食ベログ」と称する飲食店ポータルサイト内に開設された自社ホームページにおいて、例えば、令和5年6月21日から同年12月25日までの間、「新時代新橋店」と称する店舗において提供する本件役務について、「料理メニュー」及び「(税込価格)」、「伝串（1本）」及び「50円」等と表示するなど、また、「X（旧Twitter）」と称するSNS内の公式アカウントにおいて、例えば、令和5年7月17日以降、「こっちの方が良くないでしょうか？」との記載と共に、「値上げラッシュに負けずに営業！」及び「伝串50円 生中190円」との記載のある画像等を表示することにより、あたかも、表示価格が税込価格であるかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件役務の表示価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_20240730_01.pdf</p>
R6.7.24 【措置命令】	消費者庁	株式会社 WE CARS	<p>株式会社ビッグモーターは、中古自動車30台（以下「本件30商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイト又は「カーセンサー」と称する全国の中古自動車情報を探しておるウェブサイトにおいて、例えば、令和4年9月3日から同年11月9日の間に、「修復歴なし」と表示することにより、あたかも、本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのない中古自動車であるかのように示す表示をしていたが、実際には、本件30商品は、車体の骨格部位に損傷が生じたことのある中古自動車であった。</p> <p>消費者庁は、同社から吸収分割により全ての事業を承継した株式会社WE CARSに対し、措置命令を行った。</p>

			https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_240724_01.pdf
R6.7.19 【措置命令】	消費者庁	株式会社 キャリカレ	<p>(1) 株式会社キャリカレは、「メンタル総合心理®」と称する通信講座等の10役務（以下これらを併せて「本件10役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「メンタル総合心理®」と称する通信講座について、遅くとも令和5年7月13日から同月14日までの間、「7／14 13：59まで 最大41%OFF！夏得キャンペーン 通常価格59,500円 → 41,000円（税込）（月々1,980円×24回）31%OFF」等と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトを通じて受講を申し込んだ場合において、本件10役務について通常提供している価格であり、「通常価格」と称する価額から割り引いた提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトを通じて受講を申し込んだ場合において、本件10役務について提供された実績のないものであった。</p> <p>(2) 同社は、本件10役務のうち5役務（以下「本件5役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「メンタル総合心理®」と称する通信講座について、遅くとも令和6年1月5日から同月24日までの間、「1／24 23：59までお正月キャンペーン \35%OFF / ハガキ申込価格59,500円 → 38,600円（税込）（月々1,860円×24回）」等と表示するなど、あたかも、表示された期限内に受講を申し込んだ場合に限り、「ハガキ申込価格」と称する価額から割り引いた提供価格で本件5役務の提供を受けることができるかのように表示していたが、実際には、表示された期限後に受講を申し込んだ場合であっても、「ハガキ申込価格」と称する価額から割り引いた提供価格で本件5役務の提供を受けることができるものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_240719_01.pdf</p>
R6.6.6 【措置命令】	消費者庁	医療法人社団 祐真会	医療法人社団祐真会（以下「祐真会」という。）は、祐真会が運営する「マチノマ大森内科クリニック」と称する診療所（以下「クリニック」という。）において供給する診療サービスに係る役務を一般消費者に提供するに当たり、インフルエンザワクチン接種のためにクリニックに

			<p>来院した者（以下「第三者」という。）に対し、「Google マップ」と称するウェブサイト内の同法人が開設し運営するクリニックの「プロフィール」と称する施設情報を示す表示における「クチコミ」と称する当該施設の口コミ及び評価を示す箇所のクリニックの評価として「★★★★★」又は「★★★★★」の投稿をすることを条件に当該第三者がクリニックに対して支払うインフルエンザワクチン接種費用から割り引くことを伝え、当該第三者がこれに応じて投稿している又は投稿していた。</p> <p>当該投稿による表示は、①祐真会が表示内容の決定に関与していることから、事業者が自己の供給する本件役務の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）と認められるものであり、②表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められず、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_240607_01.pdf</p>
R6. 5. 31 【措置命令】	京都府	まるなか水産 株式会社	<p>まるなか水産株式会社は、「間人ガニ」と称するズワイガニを一般消費者に販売するに当たり、令和5年2月1日及び同月25日に、間人ガニのブランドを証明するプラスチックタグ（地域登録商標）をズワイガニに取り付けることにより、あたかも、「間人ガニ」であるかのように示す表示をしていたが、実際には、他県産の「ズワイガニ」であった。</p> <p>https://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/news/press/2024/5/shiji.html</p>
R6. 5. 30 【措置命令】	消費者庁	株式会社 那覇直葬 センター	<p>株式会社那覇直葬センターは、「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、</p> <p>(1) 令和5年3月4日、同月18日、同年5月20日、同月27日、同年6月10日及び同月24日に配布された日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、例えば、仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真と共に、「直葬」、「火葬プラン 77,000円（税込）」等と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって、個室で遺体と面会する場合（当該個室に供花又は仏具を置く場合を含む。）でも7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。</p>

			<p>実際には、個室で遺体と面会する場合には個室の料金が追加で発生し、加えて、当該個室に供花又は仏具を置く場合には供花又は仏具の料金が追加で発生するものであった。</p> <p>(2) 令和5年4月25日から同年5月11日までの間、「那覇直葬センター」と称する自社ウェブサイトにおいて、「直葬プラン 70,000円（税別） 77,000円（税込）」及び「通常価格 180,000円（税込198,000円）」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について提供された実績のないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_240530_01.pdf</p>
R6.5.28 【課徴金納付命令】	消費者庁	中国電力 株式会社	<p>(1)ア 中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）は、同社が供給する家庭用の電気の小売供給のうち、「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「スマートコース」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年4月1日から同年6月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている『従量電灯A』よりも、1年間で約1,200円※¹おトクになる新コースです。※²」、「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用電力量400kWh以下）におすすめです。」等と表示するなど、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh以下の場合のスマートコースの電気料金は「従量電灯A」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「従量電灯A」という。）の電気料金より安価であるかのように表示していた。</p> <p>イ 中国電力は、同社が供給する家庭用の電気の小売供給のうち、「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「シンプルコース」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年4月1日から同月27日までの間、パンフレットにおいて、「『従量電灯A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約1</p>

			<p>0, 000円おトクに!※2、「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均400kWhを超えるお客さまにおすすめです。」等と表示するなど、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWhを超える場合のシンプルコースの電気料金は従量電灯Aの電気料金より安価であるかのように表示していた。</p> <p>(2) 実際には、令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間においてスマートコース及びシンプルコースに適用される燃料費調整額が従量電灯Aに適用される燃料費調整額を上回るため、スマートコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh以下の場合であってもスマートコースの電気料金が、また、シンプルコースにおいて月平均の使用電力量が400kWhを超える場合であってもシンプルコースの電気料金が、それぞれ、従量電灯Aの電気料金より安価にならない場合があった。</p> <p>課徴金額：16億5594万円</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_240528_01.pdf</p>
R6.4.25 【措置命令】	消費者庁	エステー 株式会社	<p>エステー株式会社は、「Morilabo ナイトケア花粉バリアポット」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「Morilabo 花粉バリアスティック」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「Morilabo 花粉バリアシール」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「Morilabo 花粉バリアスプレー」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>(1) 例えば、本件商品①について、令和5年3月28日から同年9月29日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「香りで花粉をガード※ 花粉を直接覆って、アレル物質の働きを引き下げる」等と表示するなど、あたかも、本件商品①ないし本件商品③を使用するだけで、トドマツ精油の香りの成分が、浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果等が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>(2) 本件商品④について、例えば、令和5年3月28日から同年6月9日までの間、自社ウェ</p>

		<p>ブサイト①において、マスクを着用した人物の画像と共に、「M o r i L a b o ® 花粉に直接アプローチ 次世代の花粉対策」、「花粉をWブロック※1」、「※1 スプレー時には、顔や髪のまわりに浮遊するスギ花粉をコーティングすることにより、アレル物質の働きを低減します。スプレー後には、肌や髪の表面をバリア層が包み込み、空気中のスギ花粉の付着を抑制します。」等と表示するなど、あたかも、本件商品④を使用するだけで、スギ花粉を含む花粉が付着することをブロックする効果、及び本件商品④に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、顔や頭髪の周りにおいて浮遊するスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果が得られるほか、顔や頭髪の周辺の空間に浮遊するウイルスが付着することを99%ブロックする効果等が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms204_240426_01.pdf</p>
--	--	---